

平成 17 年 12 月 2 日

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号 8316)

株式会社三井住友銀行に対する公正取引委員会からの勧告について

当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行（頭取 奥 正之、以下「三井住友銀行」という）は、本日、公正取引委員会より、法人のお客さま向けの金利スワップの販売方法について、独占禁止法第 19 条に定める不公正な取引方法の一類型である「優越的地位の濫用」に該当する行為が複数認められたとして、同法第 48 条に基づく「勧告」を受けました。

金利スワップ取引は、金利上昇時のリスクヘッジを目的として、法人のお客さまに広く利用されている金融商品であります。三井住友銀行が、その販売方法に問題があったとして、公正取引委員会より複数の事例につきご指摘を受ける事態となりましたことは、極めて遺憾であり、本件に関し、ご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

三井住友銀行は、この度の事態を重く受け止め、今回、ご指摘を受けた事例以外にも、他に同様の事態がないかにつき内部調査を実施し、法令遵守のための諸施策をあらためて徹底するなど再発防止を図るとともに、信頼回復に全力で取り組んでまいり所存でございます。

以 上